

住宅の新築 や 建物の解体 などを 計画されている皆さんへ

開発計画、工事計画を立てるときには、
事業地が遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の
範囲内かどうか 等を
市町村教育委員会にお問い合わせください。

遺跡がある場所（埋蔵文化財包蔵地）で
建築・土木工事などを行うときには、
文化財保護法による
工事前の届出が義務付けられています。

届出をせず、遺跡内で工事を行った場合、
工事を中断していただくことがあります。

👉 手続きの流れは裏面をご覧ください



お問い合わせ先

- 各市町村教育委員会文化財担当課
- 長野県教育委員会文化財・生涯学習課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
電話 026-235-7441 FAX 026-235-7493
Eメール bunsho@pref.nagano.lg.jp



埋蔵文化財保護の手続きの流れ



① 「ここは遺跡ですか？」市町村教育委員会に照会

- ▶ 県内にはおよそ**14,300**か所の遺跡があり、市町村教育委員会は、域内の遺跡地図を常備しています。

- ▶ 遺跡の周辺部や地形から遺跡の可能性が高いと判断される場所では、試掘調査を実施する場合があります。

調査不要の場合や試掘調査の結果、遺跡はないことが確認された場合

⑥へ

試掘調査の結果、遺跡の範囲拡大や新たな遺跡が確認された場合

②へ

事業地内に「遺跡がある」

事業地内に「遺跡がない」

② 調整・協議

- ▶ 工事の範囲や位置、工法等について、市町村教育委員会と協議してください。
- ※ 工事が遺跡に及ぼす影響の度合いや工事内容により、遺跡の保護措置が変わります。

③ 届出（文化財保護法第93条第1項により義務付けられているもの）

- ▶ 工事着手予定の60日前までに「民間事業者が埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合の届出書」を、市町村教育委員会に提出してください。
- ※ 書式は県のホームページをご参照ください。
(http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/maibun/maibun_top.html)

④ 保護措置についての指示

- ▶ 県教育委員会から、次の保護措置を指示します。
- 発掘調査** | 工事着手前に遺跡の内容を把握するための確認調査や遺跡を記録としてのこすための発掘調査を実施する。
- 工事立会** | 市町村教育委員会が工事に立ち会い、必要に応じて記録を取る。
- 慎重工事** | 遺跡を傷つけないように慎重に施工する。
- その他の指示** | 遺跡の現状保存や協議等を指示する。

⑤ 発掘調査

⑥ 工事着工